

お取引先各位

2018年8月20日

フォルボ・ジーリング・ジャパン株式会社

ベルト営業本部 檜垣 良行

K2000 セメント [50g] の販売に関する重要なお知らせ

拝啓、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

主題の件につき下記の通りご案内を申し上げますので宜しくご査収下さる様お願い申し上げます。

敬具

記

従来から提供をさせていただいておりますポリアミド心体(ナイロン)用接着剤 K2000 セメント [50g] の成分レゾルシノール (レゾルシン) が劇物の指定となりました。

この政令により、本製品の販売におきましては、本年10月1日より毒物及び劇物取締法に基づき、製造業、輸入業、販売業の登録(法第3条関連)を申請し、認可を受けないと販売及び再販はできないこととなります。

販売モデル

① 弊社⇒再販会社(認可必要)⇒消費者(認可不要)

② 弊社⇒消費者(認可不要)

*弊社としましては、販売業務を登録申請中です。

*再販売にあたり、所在地の保健所に販売業務登録申請が必要です。

*消費者の認可は不要ですが、劇物として保管・管理・廃棄を適法に行う必要があります。

現在のところ、ポリアミド心体の接着剤としてはこの製品のみのご提供となります。代替品の検討をしておりますが、短期間での対応は難しい状況でありますので、再販をされるお客様におかれましては、法令にそって認可を受けたくうえでお取り扱いされるようご対応をお願い申し上げます。

詳細は下記をご参照お願いします。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成30年政令第197号）

施行期日：平成30年7月1日

経過措置：平成30年9月30日までは毒劇法第3条、7条、9条の規定は適用しない。

また同日までは現物に対し、第12条第1項及び2項の規定は適用しない。

以下のHPより詳細内容を確認下さる様お願いします。

参考までに静岡保健所への登録書式を添付させていただきます。

改訂通知

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti.html>

登録の内容

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/gaiyou/kisei/zyoubun/pdf/3.pdf>

急なご案内でお取引各位様にご迷惑をお掛けいたしますが、政令施行による対応となりますので、ご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

今後もより一層のサービスに努め、且つ、高品質な製品の安定供給に努めさせていただく所存でございますので、引き続きのご愛顧のほどをお願い申し上げます。

以上

追加項目：譲受書返却についてのお願い

接着剤 K2000 セメント [50g] が、劇物指定されたことにより販売数量・その所在を管理する必要があります。弊社より同梱送付をさせていただいている「譲受書」については、必ず返信用封筒にて郵送下さる様お願いします。